

人材紹介契約書

() (以下「甲」という。)と(株式会社ダウニー) (以下「乙」という。)は、乙が甲に対して行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(定義)

第1条 本契約における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 人材紹介とは、乙が甲および求職者の申込みを受け、甲と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。
- (2) 新規採用者とは、乙が甲に紹介し甲が採用することを決定した者をいう。
- (3) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できる情報(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できる情報を含む)をいう。
- (4) 理論年収とは、月次給与の12か月分、理論上の通年賞与および新規採用者と同等の甲の被雇用者に対し支払われる諸手当(通勤手当を除く)の合計額をいう。
- (5) 就業経験とは、正社員として就業した経験をいう。

(甲の通知・協力義務)

第2条 甲は、乙の紹介する求職者に関して自ら選考のうえ、採用するか否かを決定した場合、乙を通じて当該求職者に対して、直ちにその旨を通知しなければならない。なお、採用することを決定した場合において、求人票において予め明示された労働条件から変更(特定、削除または追加を含む)した労働条件によって採用しようとするときには、甲は、当該変更内容について、乙に通知したうえで、自らの責任において速やかに求職者に明示しなければならない。

2. 甲は、自己の求める求人像の特定に関して乙に協力するものとし、乙の請求に応じて、求人案件の内容に関する報告や会社案内等の資料提供を行わなければならない。
3. 甲は、乙が求職者を紹介した後に、当該求職者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。

4. 甲は、乙から紹介された求職者が他企業の求人に応募する場合があることを予め承認する。
5. 甲は、求職者が在職している企業または在職していた企業に連絡をしてはならない。ただし、甲が乙を通じて求職者の承諾を得た場合は、この限りでない。
6. 甲は、新規採用者の内定を取り消す場合は、既に甲と新規採用者との雇用契約が成立していることに鑑み、乙に通知のうえすべて自己の責任において新規採用者との間に発生する紛争を処理する。ただし、内定取消が専ら乙の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。
7. 甲は、新規採用者を期間の定めのない雇用形態において雇用する社員として採用した場合において、当該新規採用者が入社後6ヵ月以内に退職（解雇による退職を除く）したときには、当該事実を速やかに乙に報告しなければならない。また、甲は、乙から当該事実の有無について確認を受けた場合、これに協力するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲および乙は、相手方から開示された営業機密に類する企業情報および本契約の内容を秘密に保持し、第三者に対して提供してはならず、また、本契約の目的以外で使用してはならない。

2. 次の各号のいずれかに該当する情報については、前項の規定を適用しないものとする。

- (1) 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していた情報。
- (2) 相手方から開示を受ける前に、既に公知または公用となっていた情報。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知または公用となった情報。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
- (5) 相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報。

（個人情報）

第4条 甲および乙は、甲が乙の紹介する求職者を採用するか否かにかかわらず、紹介されるすべての求職者の個人情報が法令により保護される対象であることを確認する。

2. 乙は、求人条件に何ら関連のない求職者の病歴等の機微な個人情報について、求職者から収集せず甲に対して開示または提供しない。

3. 甲および乙は、個人情報を自己の責任による適切な管理のもとに秘密として取り扱い、求職者本人の事前の承諾なくして第三者に提供してはならず、また、本業務以外の目的で使用してはならない。

4. 甲および乙は、本業務に必要な範囲を超えて個人情報を加工または複製してはならない。

（報告義務）

第5条 甲および乙は、前二条に規定する情報（以下「秘密情報」という）が漏洩した場合または漏洩したおそれがある場合、直ちにその内容を相手方に報告し、相手方と協議のうえ、適切な対応をとらなければならない。

（報酬額と支払方法）

第6条 甲による求職者の採用が決定した場合、甲は乙に対して、本業務の報酬を支払うものとし、その金額は理論年収額の30%に相当する金額とする。なお、報酬には消費税が別途加算されるものとする。

2. 前項の規定は、第2条の不採用の通知日または求職者による内定等辞退の日から1年以内に、甲が乙を経由せずに当該求職者に雇用の申込みをし、当該求職者がこれを承諾した場合、または甲の斡旋により甲の関係会社が当該求職者を採用した場合にも適用されるものとする。

3. 乙は甲に対して、第1項の報酬額およびこれに係る消費税を新規採用者の入社月の末日までに請求し、甲はこれを新規採用者が入社した月の翌月末日までに乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

（報酬の返還）

第7条 乙は、新規採用者が入社日から90日以内に自己都合（死亡、病気または甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合、前条第1項の報酬額の50%を甲に対して返還する。この場合、甲は乙に対して、新規採用者の退職日から5営業日以内に退職の事実を書面により通知するものとし、乙は、これを受け新規採用者の退職を確認したうえで甲へ返還する。

(法令遵守)

第8条 甲および乙は、求職者を採用・雇用し、または本業務を遂行するにあたり、関係諸法令（労働基準法、労働契約法、職業安定法等）の定める求人者または職業紹介事業者の義務を遵守しなければならない。

(乙の不介入)

第9条 乙は、新規採用者と甲との労使紛争、その他の紛争には一切介入しないものとする。ただし、乙が人材紹介会社としての法的責任を問われるときはこの限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲および乙は、自己が次の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当した場合、または該当していたことが判明した場合には、別段の催告を要せず、即時に全取引を停止し、本契約を解除することができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という）であること。

(2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること。

(3) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）または本契約の履行のために再委託する第三者が前二号のいずれかに該当すること。

2. 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、別段の催告を要せず、即時に全取引を停止し、本契約を解除することができる。

(1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。

(2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。

(3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること。

(4) 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること。

(5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供

を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

(6) 親会社、子会社または本契約の履行のために再委託する第三者が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと。

3. 甲および乙は、前二項により取引を停止または本契約を解除されたことを理由として、相手方に対して損害の賠償を請求することができない。

4. 第1項または第2項の各号に定める行為により損害を被った当事者は、相手方に対して、その損害の賠償を請求することができる。

(解除)

第11条 甲または乙は、相手方が本契約の定めに違反した場合において、その違反の是正を要求したにもかかわらず、その要求の日から14日以内に相手方の違反が是正されないときには、書面による通知により本契約を解除することができる。

2. 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て等を受けた場合。

(2) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、特別清算手続開始等の申立てを受け、または自ら申立てた場合。

(3) 正当な理由なく公租公課を滞納して差押えを受けた場合。

(4) 財産上の信用にかかわる担保権の実行があった場合。

(5) 手形、小切手を不渡りとしたとき、または支払停止もしくは債務超過となった場合。

(6) 法人を解散した場合。ただし、あらかじめ相手方が書面による承諾をしたときには、この限りでない。

(7) 乙が関連諸法令に違反し、事業の許可を取り消されもしくは事業停止命令を受け、またはその有効期間の更新ができなかった場合。

(8) その他前各号に準ずる行為があった場合。

(損害賠償)

第 12 条 甲または乙は、本契約の履行に関して、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、直接かつ現実生じた通常の損害に限り、協議の上、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

(期間)

第 13 条 本契約の有効期間は契約締結日から 1 年間とする。ただし、本契約の期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも書面により相手方に対し本契約を終了する旨の通知がない場合は、本契約は同一条件にて更に 1 年間更新され、以後も同様とする。

2. 本契約が期間満了または解除により終了した場合においても、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 3 項・第 4 項、第 12 条、第 14 条および本項の規定はなおも効力を有する。また、本契約終了時点において、乙が甲に紹介し既に甲における選考が開始している求職者に関しては、本契約の各条項が適用されるものとする。

(紛争解決)

第 14 条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関して疑義のある事項については、甲および乙は誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。万一協議が調わない場合は、訴額に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

印

(乙) 東京都台東区上野7丁目10番6号

磐城産業ビル1F

株式会社ダウニー

代表取締役 秋山 孝行 印

(許可・届出受理番号 派 13-317389)

(許可・届出受理番号 13-ユ-316855)